

初期臨床研修医 公募規程

1. 公募

- 1) 当院で研修医を募集するプログラムの名称は近森病院初期臨床研修プログラム 1 である。
- 2) マッチングシステムに参加し、全国から研修医を募集する。
- 3) 定員は 10 名とし、毎年初期臨床研修管理委員会において募集定員の検討を行う。
- 4) 応募対象者は当該年度の医師国家試験受験有資格者又は過年度国家試験合格者とする。
- 5) 書類、面接、小論文をもとに採用試験委員会において選考を行う。なお、採用試験委員は病院長、初期臨床研修管理委員長、プログラム責任者(副プログラム責任者)、メディカルスタッフ代表者(看護部)、管理部で構成する。
- 6) 採用試験日程、必要書類、小論文テーマ等は決定次第、近森病院ホームページにて公表する。応募者は、提出期限までに、当院指定履歴書(直筆、写真貼付)・卒業(見込み)証明書・成績証明書・共用試験医学系 CBT 個人別成績表の写しの提出により、申込みを行う。健康診断書(医療機関もしくは大学で発行されたもの)は面接試験時に持参する。
- 7) 近森会医学生奨学貸与金の貸与者も、非貸与者と同条件で選考を行う。
- 8) 見学は随時受け付ける。(採用面接試験前の見学は必須ではない。)
- 9) 不明な点等がある場合の問合せは、総務部 谷が担当する。

2. 処遇

- 1) 身分は常勤正職員とし、副業やアルバイトは禁止する。
- 2) 給与※は 1 年次は月額 400,000 円、2 年次は月額 450,000 円とする。賞与あり(年 2 回)
※給与には包括超勤込み(60 時間)。超過分は別途時間外手当支給。
- 3) 休日・夜勤手当は、1 年次は 1 回につき 10,000 円、2 年次は 1 回につき 15,000 円とする。
- 4) 勤務時間は 8:30~17:30 で週 5 日勤務とする。
- 5) 休暇は週休 2 日・祝日・年末年始(年間休日の上限は 120 日)、有給休暇、育児休暇
介護休暇
- 6) 住宅手当は、当院規程により上限を 50,000 円とする。
- 7) 社会保険等は健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険を備えている。
- 8) 研修医専用室があり、個人机・ロッカー・個人棚を使用できる。
- 9) 外部研修は学会、研究会等への参加は可能であり、交通・宿泊費用は規定に基づき
当院が支給する。
- 10) 入職時ユニフォームを 3 着支給する。

2012 年 11 月初版

2017 年 4 月改定

2019 年 4 月改定

2022 年 4 月改定

2025 年 4 月改定